

要望事項 (優先順位 5)

市街化調整区域における大幅な住宅建設規制の緩和

要 旨

当地域は市街化調整区域・農業振興地域の指定を受け、地域住民のみならず移住希望者等の住宅建築は不可能な状況にあります。一方、少子高齢化による小学校の統廃合が昨年度末に行われ、このままでは地域の存続が危うい状況にあります。

過去の回答では、地区計画の説明がされていますが、条件的に困難です。また、一昨年、空き家対策として新規事業を起し、補助金の交付を受け前向きな取組を行っていますが、やはり難しさを感じています。

これまで数年来継続して要望し、一定の回答は得られましたが、地域が望むものとの隔たりが大きく具体的な実施が困難な状況です。以下について、より明確な地域に見合った回答と指導をお願いいたします。

- 1 地区計画についての説明、樹立に向けての行政の支援はどこまでいただけるか、効果は期待できるのか、踏み込んだ指導、助言をお願いします。大原地域の先例を見ると、かなりの困難さを感じます。
- 2 市街化調整区域の見直しや大幅な住宅建設規制の緩和ができないか。
制定当時と今日との社会情勢や時代の乖離があまりにも大きく、住民のニーズと大きく異なっています。また、人口減少と少子高齢化が激しく小学校の統廃合が昨年度末に行われ、住宅建設の可否が地域存続の重要な課題となっています。

回 答**(都市計画局)**

1 地区計画策定に向けた支援について

地区計画制度は地域の将来像の実現に資するとともに、地域を活性化させ、より良いまちづくりにつなげていく制度であり、静原学区における、移住・定住を進め、地域が抱える課題を解決し、地域の目標を実現するためには、地域の皆さんが主体となって取り組む地区計画制度が最も有効と考えております。

地区計画制度については、使いやすい制度となるよう、令和3年5月に制度の運用の見直しを行いました。

上記見直しにより、移住・定住の促進や生活環境の充実を目的とした住宅や店舗等、また農林漁業や地域資源をいかした観光等の産業の振興を促すための農産物販売所や土産物店等の建築用途を拡充し、地域の生活・文化、コミュニティの維持継承を図れるものとなっております。

制度の活用においては、地域で開催される説明会や勉強会等の場で、地区計画の有効性や策定に係る課題の解決策などについて共に考え、地域の実情に寄り添った支援を行ってまいります。

2 市街化調整区域の見直し、大幅な規制緩和について

静原学区を含む市街化調整区域及び都市計画区域外については、平成31年3月に策定した「京都市持続可能な都市構築プラン」において、「緑豊かなエリア」と位

置付け、地域の将来像として、農林業や観光等の振興により、地域の生活・文化等を維持・継承されることを示し、市民・事業者・行政が地域の将来像を共有し、協働のまちづくりを進めていくこととしています。

また、大幅な住宅建設の規制緩和については、諸法令の規定上困難ですが、近年の人口減少と少子高齢化に伴い、市街化調整区域では、農林業の後継者不足や地域の文化・コミュニティの維持が困難になるなどの課題が生じていることから、令和2年には既存集落における空き家を活用した、移住・定住者用の「自己居住用住宅」への用途変更を可能とする開発審査会付議基準を策定し、7月から運用を開始いたしました。更に、一定の条件の下、集落へ新たに移り住む方の住宅の新築等を可能とする都市計画法第34条第11号に基づく条例を制定し、令和4年4月から施行されていますので、地区計画制度も含め、これら制度の活用を御検討いただければと存じます。